

第 14 回 加賀市都市計画審議会 議事録

日時：平成 25 年 10 月 24 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで

場所：加賀市役所本庁舎 2 階 201 会議室

【出席者】

名簿のとおり

【議案】

議案第 1 号 加賀都市計画道路の変更について（石川県決定）

- 3・4・1 号大聖寺駅畑線
- 3・4・41 号片山津インター山代線
- 3・5・28 号常盤線

議案第 2 号 加賀都市計画道路の変更について（加賀市決定）

- 3・4・23 号万松園通線
- 3・4・32 号山代大和町線
- 3・5・45 号合河片山津線
- 3・6・4 号本町錦城山線
- 3・6・6 号岡町通線
- 3・6・7 号関町上福田線

【会議内容】

（事務局）

議案第 1 号 加賀都市計画道路の変更 石川県決定 3 路線 資料を説明

（高山委員長）

石川県決定の 3 路線についてご意見ご質問などありますか。

（辻委員）

常盤線別所町地内の計画変更について、片側に歩道があるが現在通行止めとなっている。崖であり、工事が大変であるため計画を変更することは理解できるが、歩道の通行止めはいつまで続くのか。

（事務局）

この場所の歩道幅員は路肩に縁石を置いた程度の狭いものです。今回の計画変更は、崖面を削ると相当の工事費がかかるので現在の幅員を活かし歩道を 2.5m に拡幅するための

整備を行うものです。車道部の幅員には若干の余裕があるので、その範囲内で歩道の整備を将来的に行うものです。

(辻委員)

車道の幅員はそのままか。

(事務局)

車道の幅員は歩道幅員を少し広げるため若干狭くなります。

(高山委員長)

現在通行止めをしている理由はどこにありますか。

(事務局)

急峻な崖面に吹きつけ処理した部分が経年的に劣化し崩落のおそれがあるため、通行止めにしてあると考えられます。

(高山委員長)

都市計画の変更を県が行った後にすぐに事業に入ることはありますか。

(事務局)

都市計画の変更後すぐに事業を行う計画は聞いていません。

(高山委員長)

ずっと通行止めのままですか。対応を少し考えないといけないのではないのでしょうか。少なくとも法面の吹きつけを確認して落石や落盤、剥離などがないようなことはやっていただきたい。

歩行者がどれだけあるのかわかりませんが、少し幅広い歩道を整備する前に、自転車などが路肩を通る可能性があるので安全に配慮してはいかがか。課題が残るような気がしないこともない。

(松本委員 (代理坂本技術次長))

モルタルが剥離するというので通行止めをしていた。現在、モルタルの法面処理は終了したが、その工事を行っている間に横から少し落石があった。落石原因の調査を行った結果、対策としては落石があっても歩道にまで落ちないような網を設置する予定であり、この工事の予算は確保している。これから冬に向かっていくため、工事着手は雪解け後の予定である。工事が完了すれば通行止めは解除する予定である。

(辻委員)

歩行者は、歩道を通ることができず車道を通ることになるので、歩行者通行量は少ないが、事故が起こりやすい。

(高山委員長)

他にご意見やご質問などなければ石川県決定の 3 路線については議案第 1 号のとおり都市計画の変更をしてよろしいですか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

議案第 2 号 加賀都市計画道路の変更 加賀市決定 6 路線 資料を説明

(高山委員長)

加賀市決定の 6 路線についてご質問やご意見などありますか。

ご意見やご質問などないようですので加賀市決定の 6 路線については議案第 2 号のとおり都市計画の変更をしてよろしいですか。

(委員一同)

異議なし。

(高山委員長)

本日諮問を受けたのはこの 2 案件ですが、都市計画審議会として、この点はどうなっているか、この辺を調べてほしい、このように運営を変更してほしいなど、何かご要望がありましたらお願いします。

(石原委員)

現在需要のある道路では歩行者、自転車、バイク、自動車をごちゃ混ぜで通学路などを通っている。特に最近はエコブームや環境面の改善のため自転車に乗る人が非常に多い。自転車は車両であり基本的には車道を走る。歩行者や自転車の安全のため整備上道路の構造に配慮してはいかがか。

(事務局)

今回の廃止路線にはなかったが、都市計画道路の幅員の見直しについては第 11 回の都市計画審議会でも 1 路線行い、広幅員の 4.5m の歩道で自転車歩行者道だったものを、歩道として 2.5m まで狭くし、路肩の部分を広くする形で変更した路線があります。幅広路肩のところに自転車を通行してもらい歩行者は歩道内を歩くという形で、幅員を狭めながらも自転

車と歩行者の通行をはっきりさせたものであります。

道路を整備する際、歩道のためだけに拡幅するということはなかなか難しい状況にはあります。

(石原委員)

安全が確保されていれば安心が生まれる。安全な運転、安全な歩行を行ってもらえれば問題ないが、人間には過失がある。そういった部分は環境で担保していかなければならない。歩道ではないかもしれないが錦城小学校の前の道路は色分けしてある。このように運転者が自動車に入れるような所ではないと思うような意識付けをできるような整備が考えられる。また、市役所前の通りでは、路肩に自転車の走行場所を示すペイントをしてある区間がある。このようなことも道路の計画に入れて欲しい。

自転車が危ないので今後整備を進めていく上で管理者として考えて頂きたい。

(高山委員長)

加賀市は他の自治体に先駆けて自転車ネットワーク計画を作成した自治体のひとつです。ハードの整備が少し追いつかない部分もありますが、計画としてはしっかり作成してあるので、その計画に併せて都市計画道路の見直しもその中に入れ込んでいけば、安全で安心できる交通環境の整備につながるのではないのでしょうか。

(下口委員)

議案第 1 号について、大聖寺駅畑線で区間の廃止をした場合、廃止した区間は歴史的なまちなみを保全するため、行政が再整備する計画はあるのか。

(事務局)

再整備の計画としては町屋再生事業が現在あり、町屋の再生については補助しています。現在の町屋、定義は昭和 30 年以前の建築物であります。これについてはこれからも保全し活用していきます。また、大聖寺十万石再生事業については具体的な計画は決定していませんが、構想については以前から議論されており、それと都市計画上の手法をどう組み合わせっていくかというのはこれから行っていきます。

(下口委員)

沿線上の個々の町屋再生事業は大事な事業で効果があるので進めて頂きたい。ラインとしてあるいは地域エリアとしてそれを整備していくメニューがあるのか。条件がそろそろ事業着手できる、などの調査を行っているのか。実施をどのような距離感でみているのか。

(事務局)

法律的には歴史的資源を活かしたまちづくりは全国的にいろいろな所で進められており、法整備については歴史まちづくり法というものがあります。総合的に保全整備していくと

いう形は整っています。歴史的資源を活かしたまちづくりを行うため、4年ほど前に加賀市全域の歴史文化資源調査を教育委員会で行い、データベースはそろっています。その調査では大聖寺もたくさん資源があったというところまで押さえている。これをこれからどう活かすかというところは住民の合意も必要であり制限もかかる部分もあります。そのような合意形成については現在入り口に立ったところであると認識しています。

(馬場先委員)

大聖寺の町中の都市計画道路を廃止にし、それで終わりとなると、住民にとって町の発展は望めなく寂れていくだけという意識が強くなる。金沢では2900軒の町屋が残っているが、毎年200軒近くが壊されている。大聖寺では現在500軒前後しか町屋が残っておらず、道路も整備されず、町屋再生事業で町屋の持ち主で意識の強い人だけが残すような状況では、老朽化などによる建替えの際に壊され自然に失われていく状態は目に見えている。町屋を残していくため、例えば、廃止になった路線を歴史的なまちなみの器としてそれなりに道路を整備しようとするれば、住民に地域の価値を意識付けることができ、自分の家を建替えて壊そうと思っていたが、この町屋をもう少し活用していこうと考える起爆剤になる。そういう意味でも、捨て置いて見放されたように思われるのではなく、前向きに廃止したのならそれを契機に前向きなまちづくりにできるだけ早くに進めていただくのが良いのではないか。そのまちづくりは大聖寺の良好な街並みを失うのを引き止めるいい材料になると考えられる。

(高山委員長)

地元でも整備してもらえると考えていた住民は全員でなくても多少いたかもしれないため、市としても限られた予算の中で調査するのは大変であると考えられるが、その方向性で検討いただいて地元に入ったほうがいい。目的をはっきりさせて今後の整備計画を地元で説明していただければと思う。

(事務局)

本日の議案は、平成23年から都市計画道路の見直しのための委員会を立ち上げて方向が示されたものを最終的にお諮りしたのですが、加賀市全部の見直しは終わっておらず、山中地区に課題が残っています。継続して委員会のほうで検討していただくという形になっていますので、次回の審議会で、山中地区の道路についてご審議をいただくことになると思います。

(高山委員長)

他にご意見やご質問がなければこれで第14回加賀市都市計画審議会を終了します。